

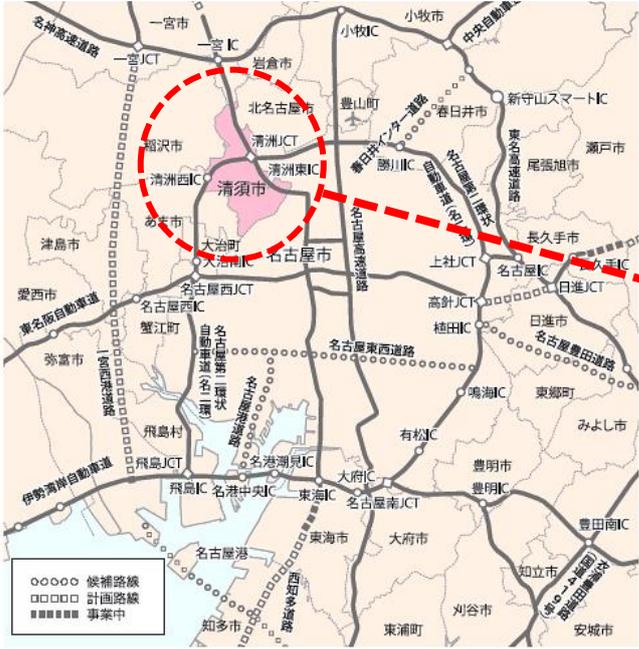
愛知県清須市企業立地のご案内

物流事業者様へ
お知らせです



道路網

名古屋の中心部に近く、全線開通した名古屋第二環状自動車道(清洲JCT、清洲東IC、清洲西IC)、名古屋高速道路6号清須線(清須出入口)、16号一宮線(春日出入口)及び国道22号・302号等の道路網により周辺都市との連携が図られています。



対象地区

① 春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区

② 春日舟付・長久寺地区

③ 土田・上条地区

◆お問合せ先

清須市役所 企画部 企業誘致課

- TEL 052-400-2911
- FAX 052-400-2963
- URL <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>
- E-mail kigyoyuchi@city.kiyosu.lg.jp

裏面に誘致対象地区の紹介があります

1 春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区(約26ha)



地区の特色

- インターチェンジ(名古屋高速道路16号一宮線春日出入口)に隣接、国道22号へのアクセスが良好の好立地。
- 南北に市道流江先線、東西に市道下之郷六角堂線といった道路幅員約10~13mの幹線道路のほか、東西に道路幅員約8.4mのその他市道あり。
- 既存市街地との近接性もあることから雇用の確保につながりやすい。

※企業立地対象地区の北から清洲JCT方面を臨んだ写真

アクセス

自動車

- 一宮ICより名古屋高速道路16号一宮線春日出入口経由約6km
- 飛島ICより名古屋第二環状自動車道清洲東IC経由約23km

電車

- JR東海道本線清洲駅より約2.5km、徒歩約30分

対象業種 【物流業】	貨物自動車運送事業者法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものを除く。)のように供される施設、倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫の内、自己の業務用のもの
立地手法	都市計画法第34条第14号 愛知県開発審査会基準第9号
その他	用地取得にあたっては、立地企業(開発事業者)が地権者と個別に交渉する必要があります。

☆ 清須市内で立地したい事業者様、場所は決めていないが新たな事業所の立地を考えている事業者様は、電話、FAX、Eメール等にてお気軽にお問い合わせください。

FAX用 清須市役所企業誘致課宛 FAX052-400-2963

該当する数字に○をつけてください

- 1 清須市への立地に興味があるので話を聞きたい。
- 2 立地場所は決まっていないが、事業所の立地を検討している。

事業者名 _____ 担当者 _____

住所 _____ 連絡先 _____